しまね 生衛だより

編集・発行　(公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町414-9　423号
ホームページ：http://seiei-shimane.or.jp/
TEL (0852)26-0651
FAX (0852)26-4684
E-mail：shimanecenter@seiei.or.jp

第71号

就任のご挨拶

（公財）島根県生活衛生営業指導センター
理事長　佐　藤　初　美

盛夏の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
私こと、６月の役員改選におきまして、（公財）島根県生活衛生営業指導センター及び島根県生活衛生同業組合連合会の理事長に就任することとなりました。
さて、生衛業を取り巻く状況に関しては、理美容や旅館業に関する規制改革、サービス業に対する受動喫煙対策の強化及び食品関連事業者に対する安全対策の強化など、様々な制度改正等がこれまでにない速さで迫ってきています。
一方、多くの生衛組合では組織の弱体化が進み、このまま放置すれば行政への政策提言や意見具申等もままならない状況が訪れるかもしれません。本年度の目標については地域密着を行動指針の一つとして、組織強化を第一命題として活動することが大切であると考えています。
このような大変な時期に若輩者の私が理事長をお引き受けすることとなりましたが、精一杯努めさせていただきますので、皆様方の一層のご指導ご協力を賜りますようお願いして挨拶とさせていただきます。

新任のご挨拶

島根県健康福祉部長
吉　川　敏　彦

盛夏の候、皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
私こと、本年四月一日付けで健康福祉部長に就任いたしました。「しまね生衛だより」の発刊に当たり誌面をお借りして一言御挨拶申し上げます。
生活衛生関係営業は県民の日常生活に欠かすことのできない業種であり、日頃から県民生活の質の向上と地域の活性化に大きく貢献しておられることに対し、深く敬意を表します。
さて、近年、県民のニーズは多様化し、また、安全・安心への関心は高まりを見せております。皆様方には質の高いサービスの提供とともに、食品関係施設では HACCP の概念を取り入れた衛生管理の推進、入浴施設ではレジオネラ対策の推進、その他の業種では感染症対策の徹底といった衛生水準の維持向上が求められております。
島根県としましては、皆様方への適切な情報提供や県民への正しい知識の普及啓発に努めてまいりますので、今後とも引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。
終わりに、公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合のますますの御発展と、関係の皆様方の御健勝を祈念いたしまして御挨拶といたします。

新任のご挨拶

日本政策金融公庫　松江支店
支店長　立　元　　博

盛夏の候、生活衛生関係営業の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」）の業務につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年４月１日付けで松江支店長に就任いたしました立元（たつもと）と申します。前任には及びませんが、皆様のご期待に応えるべく精一杯取り組んでいく所存ですので、何卒よろしくお願いいたします。

島根県は初めての勤務ですが、映画「ＲＡＩＬＷＡＹＳ」で映し出された美しい宍道湖畔、出雲の田園風景が真っ先に頭に浮かんだところです。錦織監督の最新映画「たたら侍」も非常に楽しみにしています。山陰の地を数多く廻り、自らの目と耳で歴史や文化、自然、人柄に数多く触れたいと思っております。

日本公庫は、地域の皆様に支えられて成り立っている政策金融機関です。ここ松江支店も昭和 26 年に設置（旧国民金融公庫）されて以降、皆様に支えられながらこの地に根付いており、島根県生活衛生営業指導センターや各生活衛生同業組合、生活衛生関係営業の皆様とは一蓮托生の関係にあります。

生活衛生関係営業は全国に約 120 万事業所、全産業の約２割近くを占めると言われています。言うまでもなく、私たちの日々の生活に欠かせない最も身近なサービスです。組合の皆様が、常に技術水準の向上に努め、社会の課題に対し積極的に取り組まれていることに深く敬意を表します。

日本公庫といたしましても、島根県生活衛生営業指導センターほか関係機関の皆様との連携をより一層深め、設備の改善や資金繰り支援など融資のご相談に積極的に対応させていただきます。また、セミナーや各種相談会など生活衛生関係営業の皆様への各種情報提供に力を入れて取り組んでいく所存です。引き続き、日本公庫の業務へのご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、島根県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合のますますのご発展と関係の皆様のご繁栄を祈念して、ご挨拶とさせていただきます。

皆様の身近なアドバイザー

平成27年2月1日付けで、次の方々が経営特別相談員に委嘱されました。
営業資金の融資、経営、衛生面等、お気軽にご相談ください。

旅館・ホテル	理　容		美　容	
川津　邦雄	安食　宣雄	東　清司	大森　京子	吉田　みどり
金子　俊之	佐賀　洲壽	山根　正男	齋藤　恵子	森山　民子
狩野　克弘	福代　一成	安藤　祐子	土井　眞紀子	
小川　進介	熱田　幹夫		田中　隆雄	
飯田　薫				

クリーニング	飲　食		す　し	食　肉
錦織　豊	加田　憲三	後藤　勇	大畑　一宏	成瀬　昇
影山　智利	波多野　辰男	宍道　晋		田村　久美子
三好　正師	小原　美静	高井　里美		
安部　由美子	上杉　益久			

（注）委嘱期間は、平成30年1月31日までです。

平成29年度

生活衛生業界 功労者表彰受賞 おめでとうございます。

永年にわたり、業界の発展に貢献された方々が受賞されました。
これからもお元気でご活躍ください。

◇叙勲

旭日双光章

池上良一様
松江市（理容生活衛生同業組合　理事長）

◇県生活衛生同業組合連合会理事長表彰

多々野克美様
雲南市（飲食業生活衛生同業組合　副理事長）

高橋敏朗様
雲南市（飲食業生活衛生同業組合　理事）

熱田幹夫様
雲南市（理容生活衛生同業組合　常任理事）

曽田利広様
出雲市（旅館ホテル生活衛生同業組合　監事）

上代浩司様
雲南市（旅館ホテル生活衛生同業組合　監事）

大成清美様
松江市（クリーニング生活衛生同業組合　理事長）

安岡一正様
浜田市（クリーニング生活衛生同業組合　理事）

組合トピックス

美容業組合創立６０周年記念式典

島根県美容業生活衛生同業組合

５月２２日（月）出雲市の「ニューウェルシティ出雲」において、島根県美容業生活衛生同業組合の創立６０周年記念式典を開催しました。

式典には全美連吉井理事長・原副理事長、県知事及び出雲市長（いずれも代理出席）、県議会議員など総勢２７名の来賓のご臨席を賜り、華やか且つ盛大に開催しました。

また、長年にわたり組合の発展向上及び後進の育成に努められた組合員３３名に対し、全美連理事長表彰及び感謝状、島根県美容業生活衛生同業組合表彰及び感謝状、従業員永年表彰が贈られました。

昭和３２年の組合設立から今日までの６０年の重み、礎を築いてくださった先輩方への感謝の気持ちを胸に刻み、将来を見据えた出張美容等の取組みの推進や一層の組織強化を前進させてまいります。

組合トピックス

第62回島根県理容競技会　感動する作品を！
和 歌 山 県 全 国 大 会 へ ！！

島根県理容生活衛生同業組合

第62回島根県理容競技会を6月19日（月）島根県民会館にて開催致しました。競技は１～７部門で、それぞれの髪型に仕上げ、技術工程についてタイムを定め、出来栄えや基本的な技術を競います。

１～３部においては10月に和歌山県で開催されます全国大会に島根県代表として出場致します。また、総合優勝（県知事表彰）は糸原健太選手（八束支部）でした。おめでとうございます。全国大会では上位入賞を期待しています。

この全国大会は2020年には島根県で開催されます。島根県らしい真心の行き届いた、素晴らしい大会を成功するために組合員等一丸となり、絆を深め頑張って猛進しております。

全飲連創立５５周年記念埼玉県大会に参加して

島根県飲食業生活衛生同業組合
出雲料飲食堂支部　　儀　満　　裕

平成２９年６月１３日（火）さいたま市大宮ソニックティ大ホールに於いて、「採食・彩飲・ちょっと驚き埼玉県」の見出しで始まった全飲連創立５５周年記念埼玉県大会。オープニングアトラクションの、勇壮な太鼓の競演から式典がスタートしました。

今年の大会は、今国会で見送りとなった受動喫煙防止対策が色濃く出た内容の大会でした。

また、大会宣言では、「地球経済の動向を真剣に考え、我々飲食事業者は国民の信託に応えるために努力しなければならない」（一部抜粋）と読み上げられました。

懇親会は場所を移して「パレスホテル大宮」で開催され、島根県から１７名が参加しましたが、島根県席が用意されていないというハプニングがあり、分散して埼玉県席に着座しました。

このような大きな大会での失態は、会場が分散された上に、大量の料理を提供しなければならないとはいえ、飲食業に携わる者にとって許されない事柄であり、改めてわが身に置き換えて考えさせられる出来事でありました。

埼玉県は隣に東京を控え、人口経済ともに全国第５位、平均年齢も４３．６歳と、若いエネルギーを感じました。

島根県といえば少子高齢化、人口減による人手不足が常態化していますが、島根の自然、食の恵みや観光資源を活用した取組みを進めるなど、前向きに頑張らねばと決意を新たにしたところです。

日々の衛生管理を記録に残そう

お店の衛生管理は適切にできていますか？
衛生管理状況の把握や振り返りができるように日々の管理を記録に残しましょう。

1 施設の管理

・整理整頓
・不要なものは置かない
・トイレや溝、床の清掃・消毒

2 設備の管理

・設備・器具の洗浄、消毒
・設備・器具の点検、修繕
・器具の衛生的な保管

3 ネズミ・昆虫対策

・進入路をなくす
・年２回以上駆除を実施
・殺鼠剤、殺虫剤が食品を汚染しないように

4 使用水の管理

・色、濁り、におい、味の点検
・井戸水は年１回以上検査実施
・貯水槽の定期的な清掃
・滅菌装置の動作確認

5 排水・ゴミの管理

・排水・ゴミの適正な処理
・ゴミ箱・ゴミ置場も定期的に清掃

6 食品の取扱い

・仕入：温度、状態、表示の確認
・保管：保管温度、保管場所の確認
・調理：**加熱温度、冷蔵温度の確認**
器具の使い分け

メニューに応じた衛生管理の注意点を明確にする

7 従業員の衛生管理

・健康状態の把握
・体調不良者への適切な処置
・身だしなみ（服装、爪、装飾品）

8 従業員の教育

・従業員への衛生教育を実施
・衛生講習会等の受講

従業員全員ができるように

決められたとおりできているか確認

作業手順を決める → 実行する → 記録する

島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ

生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ

融資のごあんない

日本政策金融公庫 国民生活事業は、店舗改装資金等のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをさせていただいております。振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、当公庫の生活衛生貸付の一般貸付よりも有利な振興貸付をご利用いただけます。

◇ 振興事業貸付 ◇

ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。事業計画の確認を受けた場合は「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写しも必要となります。

	設備資金	運転資金
ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	
ご 融 資 額	１億5，000万円以内～7億2，000万円以内（業種によって異なります。）	5，700万円以内
ご返済期間(うち据置期間)	20 年以内	７年以内
据 置 期 間	２年以内	２年以内
利 率 （注）	0.3%～ 1.2%	0.76%～ 1.81%

（注）振興貸付を基準利率より低い利率でご利用後に、所属する組合を脱退した場合、基準利率に引き上げとなるときがあります。

◇ 生活衛生改善貸付 ◇ （生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付）

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方（注）であって 生活衛生同業組合などの推薦を受けた方
ご 融 資 額	2，000万円以内
ご返済期間(うち据置期間)	設備資金１０年以内（２年以内） 運転資金７年以内（１年以内）
利　率	1.11%
担保・保証人	無担保・無保証人

（注）常時使用する従業員数が５人（旅館業及び興行場営業は２０人）以下の会社または個人の方が対象となります。

※利率はいずれも平成 29 年６月７日現在の水準です。
※ご返済期間またはお使いみちなどによって利率が異なります（生活衛生改善貸付は除きます。）。
※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

［くわしくは、下記の窓口までお気軽にお問い合わせ下さい。］

《お問い合わせ先》
（公財）島根県生活衛生営業指導センター　☎ 0852-26-0651
日本政策金融公庫 松江支店（国民生活事業）　☎ 0852-23-2651
日本政策金融公庫 浜田支店（国民生活事業）　☎ 0855-22-2835

松江支店の宮本です。
ご融資のご相談は、私たちにお任せください。

松江支店の小瀧です。
松江に来て２年目になります。
気軽にご相談してください。

浜田支店の藤澤です。
浜田支店に 29 年４月に赴任して参りました。
よろしくお願いします。

浜田支店の白砂（しらまさ）です。
皆さまからのご相談をお待ちしています。
よろしくお願いします。

“安全・安心・清潔を約束するＳマークに登録しましょう”

標準営業約款は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度です。
未登録店の方は、当指導センター又は所属の生活衛生同業組合までお問合せください。

（対象）　５種
理容店、美容店、クリーニング店、一般飲食店、めん類飲食店
（登録基準日）　年２回
８月１日、２月１日

理容･美容･クリーニング･めん類飲食･一般飲食店のＳマークは、３つのＳをお約束するマークです。

Safety＝安全であること
Standard＝安心であること
Sanitation＝清潔であること

平成２９年度生活衛生経営特別相談員研修会

本年度の経営特別相談員研修会を下記のとおり開催します。経営特別相談員の方の参加をお願いします。

と　き　平成２９年９月４日（月）13：30～16：30
ところ　島根県民会館　３０７会議室

１.「生活衛生事業者に役立つ各種支援制度について」
斐川町商工会　経営支援課長　黒田　譲　氏

２.「生活衛生改善貸付等融資制度について」
日本政策金融公庫松江支店　融資課長　宮本　大資　氏

３.「最近の消費者トラブル事例と対策について」
島根県消費者センター　田邊和佳子　氏

４.「外国人旅行客への対応について」
（公財）島根県生活衛生営業指導センター　経営指導員　杉谷　博章

平成 29 年度クリーニング師研修・業務従事者講習を開催

　クリーニング業法では、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師及び業務従事者は定期的に研修・講習を受けなければならないと定められています。
　この研修・講習は消費者保護を目的として、新しい知識の習得や技術の向上を図るために実施するものです。

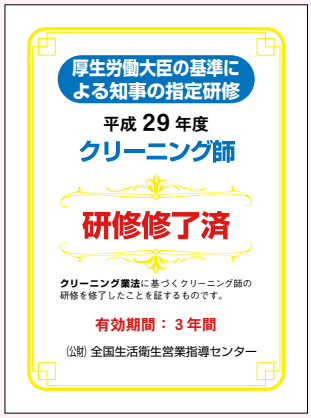

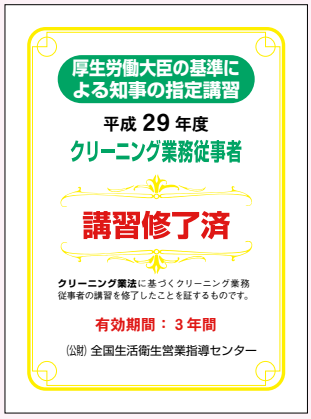

クリーニング師

業務に従事した後１年以内に、その後は原則として３年を超えない期間毎に受講しなければならないと定められています。

業 務 従 事 者

営業者は、従事者数の５分の１の業務従事者を選びクリーニング所の開設後１年以内にその後は、３年を超えない期間毎に毎回受講させなければならないと定められています。

□研修・講習科目の内容

1. 衛生法規及び公衆衛生　　2. 洗濯物の受取、保管及び引渡し
3. 洗濯物の処理　　4. 繊維及び繊維製品

□受講料

クリーニング師研修　5,000 円　　業務従事者講習　4,500 円

□申込方法

受講をご希望の方に受講申込書をお送りしますので、指導センターへご連絡下さい。

□研修会・講習会の日程

区　　分	日　　時	場　　所
クリーニング師研修	平成 29 年 10 月 29 日（日） 午後 12 時 30 分～午後 5 時 平成 29 年 11 月 12 日（日） 午後 12 時 30 分～午後 5 時	いわみーる （浜田市野原町 1826 － 1） 島根県民会館 （松江市殿町 158）
業務従事者講習会	平成 29 年 10 月 29 日（日） 午後 12 時 30 分～午後 5 時	いわみーる （浜田市野原町 1826 － 1）
通信制 クリーニング師研修 業務従事者講習	＜受講申込期間＞ 平成 29 年 10 月 10 日(火)～ 31 日(火) ＜レポート提出期限＞ 平成 29 年 11 月 30 日（木）	―

生 衛 業 の 皆 様 に 営業相談室のご案内

　生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。
　融資相談・経営相談等お気軽にご利用下さい。

◎指導センター相談室は毎日午前 10 時～午後 4 時まで（土・日・祝祭日を除く）

◆　指導センターの事業計画、各種研修 (クリーニング師研修など) については、ホームページ (http://www.seiei.or.jp/shimane/) をご覧下さい。

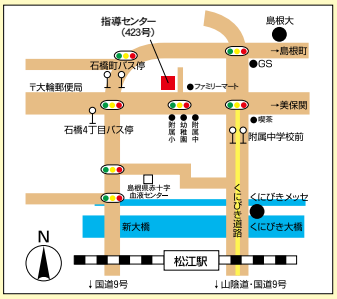

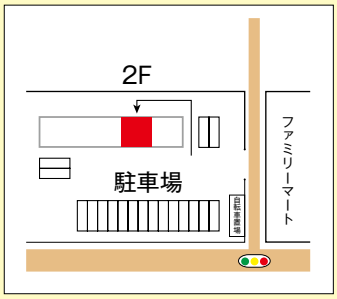

〒 690-0882　松江市大輪町 414-9　423 号
TEL：0852-26-0651　Fax：0852-26-4684